

# 唐津市建設工事に伴う業務委託共同企業体取扱要綱

平成27年8月7日

告示第236号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に伴う測量、設計、調査等の業務（以下「業務」という。）に係る共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体による対象業務は、全体では高度かつ特殊な技術を要するため、市内に本店を有する業者単独では履行が難しく、技術力の高い業者との協業関係のもとに履行可能な業務とする。

(構成員数)

第3条 共同企業体を構成する業者（以下「構成員」という。）の数は、2又は3社とし、業務ごとに定めるものとする。

(構成員の要件)

第4条 構成員は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 唐津市競争入札参加資格登録要綱（平成22年告示第248号）の規定により、当該業務に対応する部門について入札参加資格の登録を受けていること。
- (2) 当該業務の履行に当たり必要な資格を有する者が在籍し、かつ当該有資格者を技術者として配置すること。
- (3) 当該業務について、元請として一定の実績があること。

(形態及び出資比率)

第5条 共同企業体の形態は、構成員が共同して当該業務を行う方式とする。

2 構成員の出資割合は、各構成員の業務に関与する割合に応じて定め、各構成員の施行能力を反映した適正なものとする。この場合において、すべての構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上でなければならない。

(代表者)

第6条 共同企業体の代表者は、構成員のうち施行能力が最も大きいものとする。

2 共同企業体の代表者の出資割合は、構成員中最大であるものとする。

(結成方法)

第7条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(公告)

第8条 市長は、共同企業体により競争を行わせようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 共同企業体により競争を行わせる業務である旨及び当該業務名

(2) 業務場所

(3) 業務概要

(4) 共同企業体の構成員の数、構成員の組合せ、構成員の要件、出資比率要件及び代表者要件

(5) 認定資格の有効期間

(6) 資格審査申請に必要な書類

(7) 資格審査申請の受付期間及び受付場所

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(資格審査等)

第9条 資格審査申請を行おうとする共同企業体は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 資格審査申請書（共同企業体）（第1号様式）

(2) 共同企業体協定書（第2号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、当該共同企業体について資格審査を行い、適格と認めるときは有資格共同企業体として認定するものとする。

3 前項の規定による認定は、認定の対象となった業務についてのみ有効とするものとする。

4 前2項の規定により認定する共同企業体は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により定められた資格を有するものとする。

(指名等)

第10条 共同企業体の指名は、前条の規定により認定された共同企業体のうちから、唐津市指名等審査委員会において行うものとする。

2 共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときは、前2条の手続きを経て、これを補充するものとする。

(存続期間等)

第11条 共同企業体の存続期間は、当該業務に係る委託契約の履行後3月を経過した日までとする。ただし、必要がある場合は、委託契約の履行後12月以内までとすることができる。

2 前項に規定する期間満了後において、当該業務について契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

3 当該業務について結成された共同企業体のうち、契約の相手方とならなかったものは、当該業務に係る請負契約が締結された日をもって解散されたものとみなす。

(共同企業体編成表)

第12条 共同企業体は、当該業務について委託契約を締結したときは、契約締結日から5日以内に共同企業体編成表(第3号様式)を提出しなければならない。共同企業体編成表の内容を変更したときも同様とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後に契約する建設工事

等から適用し、同日前に契約した建設工事等については、なお従前の例による。

第1号様式（第9条関係）

資格審査申請書（共同企業体）

年 月 日

唐津市長 様

共同企業体の名称  
共同企業体の代表者の  
住所、商号及び代表者

㊦

共同企業体の構成員の  
住所、商号及び代表者

㊦

貴市発注の

業務の入札に参加いたしたく、

を代表とする

共同企業体を結成した

ので、共同企業体協定書を添えて資格審査を申請します。

なお、この資格審査申請書のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約いたします。

また、当該業務について、次の権限を共同企業体の代表者に委任します。

- 1 業務の入札及び見積に関する一切の権限
- 2 業務委託契約に関する一切の権限
- 3 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- 4 その他、業務の履行に関し、諸届諸報告の提出に関する一切の権限

第2号様式（第9条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、  
業務（以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、  
共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、  
年 月 日に成立し、業務の委託契約の履行後  
3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかつたときは、当企業体は前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を

行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を当企業体の代表者に委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行その他の設計等業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
とし、共同企業体の名称を冠した  
代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により

構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

**第14条** 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

**第15条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

**第16条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあつたときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有してつたところの出資の割合を、残存構成員に加えることとする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わなつた。

(構成員の除名)

**第17条** 当企業体は、構成員のうちいづれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならなつた。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)



**第18条** 構成員のうちいずれかが、業務途中において破産又は解散した場合、あるいはそれらと同様の状態となったものと発注者及び他の構成員が認めた場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

**第19条** 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

**第20条** 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合責任が生じたときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

**第21条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

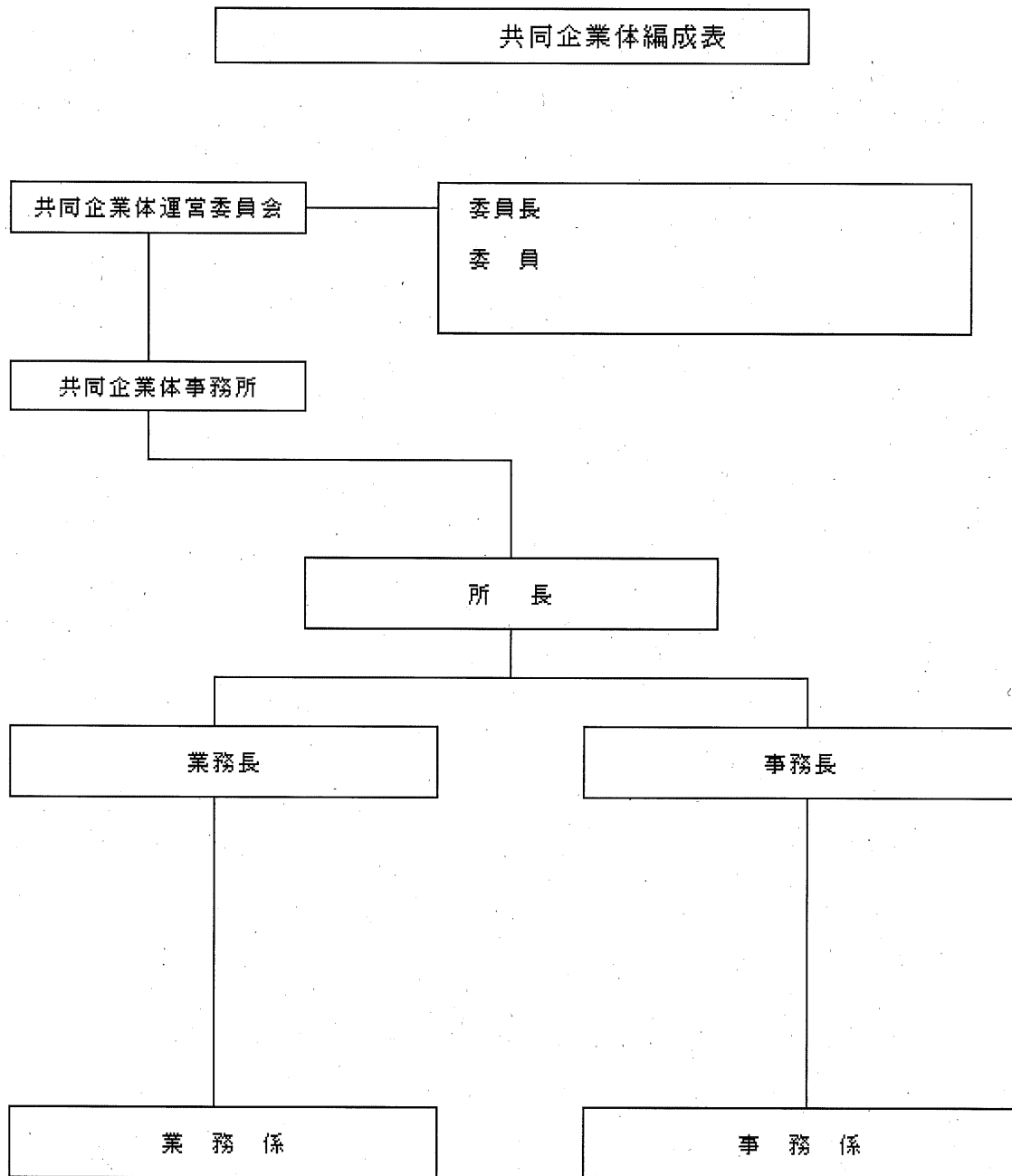
外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

印

印

第3号様式 (第12条関係)



共同企業体の名称  
共同企業体の代表  
者の住所、商号及  
び代表者

